

第23期  
第12回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和6年5月27日(月) 午前11時55分開議  
開催場所 白鷹町中央公民館 2階 大会議室

出席委員(10名)

- |           |           |          |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 小口 修   | 2. 菅原 政敏  | 3. 小林喜久雄 |
| 4. 欠 席    | 5. 高橋 清吉  | 6. 小松 晴治 |
| 7. 児玉 匡樹  | 8. 新野 清   | 9. 樋口金一郎 |
| 10. 村上 浩康 | 11. 小林 孝次 |          |

農業委員会事務局

事務局長	橋本 秀和
事務局長補佐	川部 茂樹
農地調整主査	茂木 智美

付議事件

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3	報告第 22号	農地の賃貸借契約の解約について
日程第4	報告第 23号	農用地の利用関係の調整の報告について
日程第5	報告第 24号	農地所有適格法人の要件確認について
日程第6	議案第 50号	農地転用に係る事業計画変更申請について
日程第7	議案第 51号	農地法第3条の規定による許可について
日程第8	議案第 52号	農用地利用集積計画の決定について
日程第9	議案第 53号	農用地利用集積計画作成の要請について
日程第10	議案第 54号	令和5年度最適化活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

**議 長 (会長 小林 孝次)**

ご参集ご苦労様でございます。

これより、第12回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名であります。4番 衣袋則子委員より、欠席の通告があります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

**橋本事務局長** 議長。

**議 長** 橋本事務局長。

**橋本事務局長** 議事日程を申し上げます。【議事日程説明】

**議 長** 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行ないます。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、2番 菅原政敏委員 8番 新野清委員の両名を指名いたします。

日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 報告第22号「農地の賃貸借契約の解約について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告を求めます。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。

**川部事務局長補佐** ご報告いたします。

報告第22号「農地の賃貸借契約の解約について」農地法第18条第6項の規定により農地の賃貸借契約の合意解約の通知があったので報告する。

番号1

通知人 賃借人 白鷹町大字○○○○○○○

○○○○○○○○○ ○○○○ ○○ ○○

賃貸人 ○○○○○○○○○ ○○○○ ○○ ○○

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇  
地 番 〇〇〇〇  
地 目 畑  
地 積 3 2 5 m<sup>2</sup>  
契約期間 平成28年2月27日～令和7年12月31日  
解約日 令和6年5月8日  
解約の事由 相手方の要望  
他1件  
報告は、以上でございます。

**議 長**

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第4 報告第23号「農用地の利用関係の調整の報告について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告説明を求めます。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。

**川部事務局長補佐** ご報告いたします。

報告第23号「農用地の利用関係の調整の報告について」農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農用地の利用関係の調整について、結果を次のとおり報告する。

番号1

申出人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇  
地 番 〇〇〇〇  
地 目 田

地 積 1 2 9 8 m<sup>2</sup>  
申 出 内 容 土地の売却のあっせん  
結 果 ○○ ○○と売買が成立。  
他 1 件  
報告は、以上でございます。

**議 長**

説明が終わりました。ここで、1番案件について調整委員の9番 樋口金一郎委員よりあっせんの報告をお願いします。

**樋口金一郎委員** 議長。

**議 長** 樋口委員。

**樋口金一郎委員** 1番案件についてご報告をいたします。

5月14日、わたくしと、樋口美弥子農地利用最適化推進委員の2名で申出人 ○○ ○○氏より申請があった、大字○○地内の農地1筆の売買のあっせん調整を行いました。

調整の結果、白鷹町大字○○○○○○○ ○○ ○○氏より買っても良いという話を受けました。

売却額など、権利移転に係る具体的な条件を調整し、双方とも内容的に妥当ではないかと判断され、あっせんの運びとなりました。

金額は、田 1筆 1 2 9 8 m<sup>2</sup>で、10 aあたり○○○○円です。

引き渡し時期は、令和6年6月28日であり、同日に売買による所有権の移転を行うことを、譲渡人、譲受人とも了承されました。

5月17日付で調整調書を作成し提出いたしました。

以上、ご報告いたします。

**議 長**

ご苦労様でした。次に、2番案件について事務局よりあっせんの報告をお願いします。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。

**川部事務局長補佐** ご報告をいたします。

5月、衣袋則子委員と、小関清喜農地利用最適化推進委員の2名で申出人 ○○ ○○氏より申請があった、大字○○地内の農地2筆の売買のあっせん調

整を行いました。

調整の結果、白鷹町大字〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇氏より売っても良いという話を受けました。

売却額など、権利移転に係る具体的な条件を調整し、双方とも内容的に妥当ではないかと判断され、あっせんの運びとなりました。

金額は、田 1筆 1155㎡ 畑 1筆 265㎡で、総額〇〇〇〇円です。

引き渡し時期は、令和6年6月28日であり、同日に売買による所有権の移転を行うことを、譲渡人、譲受人とも了承されました。

5月13日付で調整調書を作成し提出されました。

以上、ご報告いたします。

## 議 長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第5 報告第24号「農地所有適格法人の要件確認について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第24号「農地所有適格法人の要件確認について」農地法第6条の規定に基づき提出された報告書により、同法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件について次のとおり確認したので報告する。

○法人の名称及び所在地

〇〇〇〇〇〇〇〇 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇

○確認事項

農地法第2条第3項の農地所有適格法人の要件を充たしている。

詳細は別紙1のとおり

他9法人  
報告は、以上でございます。

**議 長**

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。  
それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり  
了承することご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承すること  
に決しました。

日程第6 議案第50号「農地転用に係る事業計画変更申請について」を議  
題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。

**川部事務局長補佐** ご説明いたします。

議案第50号「農地転用に係る事業計画変更申請について」下記のものより  
農地転用に係る事業計画変更申請があったので、意見を求める。

番号1

当初事業計画者 白鷹町大字○○○○○○○  
○○○○○○○○○ ○○○○ ○○ ○○

当初事業計画  
土地の表示

所 在	大字○○○○○○○
地 番	○○○○
地 目	田
地 積	660㎡ 他2筆
転用目的	残土置場（一時転用） 賃貸借権の設定 許可後～令和6年5月30日

変更後事業計画  
土地の表示

所在地	大字〇〇〇〇〇〇〇
地番	〇〇〇〇
地目	田
地積	660 m <sup>2</sup> 他2筆
転用目的	残土置場（一時転用） 賃貸借権の設定
変更事由	許可後～令和9年5月30日 想定していたよりも工事等で生じた残土が少なく半分しか埋まっていない。当初予定の5月30日までは完了できないため一時転用期間を延長するもの。 説明は、以上でございます。

**議 長**

説明が終わりました。次に調査報告を求めます。1番案件について事務局よりお願いします。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。

**川部事務局長補佐** 1番案件について調査のご報告をいたします。

申請受付の際に聞き取り、5月22日に現地確認を行っております。

変更内容は一時転用期間の延長です。

当初の許可期間内の達成が困難になったことについては、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないことであると認められます。

変更後の転用事業は、変更前の転用事業と比較して、緊急性及び必要性については同程度であると認められます。

変更後の転用事業は確実に実施されると認められます。

転用による周辺地域の農業等への影響については、変更前の転用事業の影響と比べて、同程度又はそれ以下と認められます。

その他、変更後の転用事業については、農地転用許可基準により許可相当であると認められます。

以上、ご報告いたします。

**議 長**

報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について「承認相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手1名》

挙手1名、よって1番案件は「承認不相当」と県に進達することに決しました。

日程第7 議案第51号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。

**川部事務局長補佐** ご説明いたします。

議案第51号「農地法第3条の規定による許可について」次の農地について、農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので可否を求める。

番号1

申請人	譲受人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇
	譲渡人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇
地	目	畑
地	積	325㎡ 他1筆
契約の種類等		所有権の移転（売買）
対価（10a当り）		総額〇〇〇〇円（〇〇〇〇円）
		他1件
		説明は、以上でございます。

**議 長**

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、6番 小松晴治委員よりお願いいたします。

**小松晴治委員** 議長。

**議 長** 鈴木委員。

**小松晴治委員** 1番案件について調査のご報告をいたします。

5月21日、わたくしと、庄司彰農地利用最適化推進委員の2名で調査を行



いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台、車両1台、消毒機械1台、耕運機1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人、妻、子とのことです。

技術は、本人及び妻が50年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

## 議 長

ご苦労様でした。2番案件について、10番 村上浩康委員よりお願いいたします。

**村上浩康委員** 議長。

**議 長** 村上委員。

**村上浩康委員** 2番案件について調査のご報告をいたします。

5月19日、わたくしと、鈴木茂農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、スピードスプレッター3台、乗用草刈機3台、車両4台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人及び従業員8名とのことです。

技術は、本人が12年、従業員等が4年から12年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

## 議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いがすがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件及び2番案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件及び2番案件について許可することに決しました。

日程第8 議案第52号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第52号「農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、令和6年度第2回白鷹町農用地利用集積計画の決定を求める。公告予定年月日は令和6年5月28日。

【新規】

番号1

借人 ○○○○○○○○○ ○○○○ ○○ ○○  
貸人 白鷹町大字○○○○○○○ ○○ ○○

土地の表示

所在地 大字○○○○○○○  
地番 ○○○○  
地目 畑  
地積 762㎡ 他5筆  
契約の種類等 賃貸借権の設定(10年)  
貸借期間 令和6年5月29日～令和16年11月30日  
土地の引渡時期 令和6年5月29日  
対価(10a当り) ○○○○円  
他28件

【新規転貸】

番号30

借人 白鷹町大字○○○○○○○ ○○ ○○  
貸人 ○○○○○○○○○ ○○○○ ○○ ○○

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇  
地 番 〇〇〇〇  
地 目 畑  
地 積 7 6 2 m<sup>2</sup> 他 5 4 筆  
契約の種類等 賃貸借権の設定（10年）  
貸借期間 令和6年5月29日～令和16年11月30日  
土地の引渡時期 令和6年5月29日  
対価（10a当り） 〇〇〇〇円  
他5件

【再設定】

番号36

借 人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇  
貸 人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇  
地 番 〇〇〇〇  
地 目 畑  
地 積 2 1 3 0 m<sup>2</sup> 他 1 筆  
契約の種類等 賃貸借権の設定（10年）  
貸借期間 令和6年5月29日～令和16年5月28日  
土地の引渡時期 令和6年5月29日  
対価（10a当り） 〇〇〇〇円  
説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

議 長

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から36番案件について、計画のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって提案のとおり、第2回白鷹町農用地利用集積計画を決定しました。

日程第9 議案第53号「農用地利用集積計画作成の要請について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。

**川部事務局長補佐** ご説明いたします。

議案第53号「農用地利用集積計画作成の要請について」農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定に基づき、白鷹町長に対し、農用地利用集積計画の作成を次のとおり要請する。

番号1

1. 権利設定者（譲受人）  
住 所 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇  
氏 名 〇〇 〇〇
  
2. 権利設定者（譲渡人）及び権利を設定する土地の表示等  
住 所 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇  
氏 名 〇〇 〇〇  
土地の所在 大字〇〇〇〇〇〇  
地 番 〇〇〇〇  
地 目 田  
地 積 1 2 9 8 m<sup>2</sup>  
利用目的 水稻  
総額（10aあたり） 〇〇〇〇円
  
3. 権利設定等の内容  
権利の内容 所有権の移転  
法律関係 売買  
権利の設定・移転の時期 令和6年6月28日  
支払期限 令和6年6月28日  
土地の引渡時期 令和6年6月28日  
他1件  
説明は、以上でございます。

**議 長** 説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件及び2番案件について、提案のとおり農用地利用集積計画の作成を要請することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件及び2番案件は提案のとおり決定いたしました。

日程第10 議案第54号「令和5年度最適化活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。

**川部事務局長補佐** ご説明いたします。

議案第54号「令和5年度最適化活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」令和5年度最適化活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を次のとおりとする。別紙のとおり。

説明は、以上でございます。

**議 長**

報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。本案件について、提案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって本案件については、変更するに異議なしと意見決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。これをもって、第12回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第12回白鷹町農業委員会総会の議事録に署名いたします。

令和6年5月27日

白鷹町農業委員会議長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_